

○経済産業省令第四十一号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五、輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一並びに外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第五項及び別表の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令及び貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年八月十四日

経済産業大臣 茂木 敏充

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令及び貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令

（輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部改正）

第一条 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第十七号イ中「（一）及び（二）」を「いずれか」に改め、同号イ（一）を次のように改める。

(一) 測定軸の数が二であつて、国際規格で定める測定方法によりそれぞれの軸の測定精度を測定した場合に、操作範囲内のいずれかの測定点において、測定軸のマイクロメートルで表した最大許容長さ測定誤差の数值がミリメートルで表した当該測定軸の長さに 0.001 を乗じて得た数值に一・二五を加えた数值以下となるもの

第一条第十七号イ(二)中「国際規格」を「測定軸の数が三以上であつて、国際規格」に改め、「により」の下に「空間の測定精度を」を、「場合に」の下に「、操作範囲内のいずれかの測定点において」を加え、「 0.001 」を「 0.00125 」に、「一・二五」を「一・七」に改め、「測定軸を有する」を削り、同号ロ(二)中「線形電圧差動変圧器」を「線形可変差動変圧器(LVD T)」に改め、同号ロ(二) 1を次のように改める。

- 1 線形可変差動変圧器(LVD T)が次のいずれかに該当するもの
 - 一 最大の作動範囲がプラスマイナス五ミリメートル以下のものであつて、 0 から最大の作動範囲における直線性が 0.1 パーセント以下のもの
 - 二 最大の作動範囲がプラスマイナス五ミリメートルを超えるものであつて、 0 からプラス

マイナス五ミリメートルにおける直線性が〇・一パーセント以下のもの

第一条第十七号ロ(三) 2の二中「ドイツ技術者協会の規格(VDI/VDE二六一七)で定める測定方法により測定し」を「測定範囲内のいずれか一の点において」に改め、同号ハ並びに同号ニ(一)及び(二)中「ドイツ技術者協会の規格(VDI/VDE二六一七)で定める測定方法により測定した場合に」を削り、同条第二十四号ハ中「アルファ線を放出する放射性核種であつて、アルファ崩壊の半減期が一〇日以上二〇〇年未満のもの」を「アルファ中性子反応により中性子源を発生させるに適した放射性核種」に、「アルファ崩壊に」を「崩壊に」に改め、同条第二十七号イ中「該当する材料」の下に「若しくはこれらを組み合わせたもの」を加え、「重量比による純度が九八パーセント以上」を「不純物の総重量の当該るつぼの総重量に対する割合が二パーセント以下」に改め、同条第三十七号中「へまで」を「ホマで」に、「トに」を「へに」に改め、同号ニ中「イオン化室が六ふつ化ウランに対して耐食性のある材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆された」を「次の(一)及び(二)に該当する」に改め、同号ニに次のように加える。

(一) 電子ビームを用いて分子がイオン化されるイオン源領域に、分析される物質の分子の平行

ビームを照射する装置を有するもの

(二) 分析される物質の分子の平行ビーム中の電子ビームを用いてイオン化されない分子を捕捉

するため、零下八〇度以下の温度となることができるところドトラップを一以上有するもの

第一条第三十七号中ホを削り、へをホとし、同号ト中「すべて」を「全て」に改め、同号トを同号へとし、同条第三十八号イ中「まで」の下に「(センサを密閉するためのシールを用いていないものについては、(二)を除く。)」を加え、同号ロ中「すべて」を「全て」に改め、同条第四十三号中「二キロメートル」を「一・五キロメートル」に改め、同条第四十四号中「機械式若しくは電子式のストリークカメラ若しくはフレーミングカメラ又はこれらの」を「高速度の撮影が可能なカメラ又はその」に改め、同号イ中「機械式のストリークカメラ又はフレーミングカメラであって、回転反射鏡を用いたものうち」を「ストリークカメラ又はその部分品であって」に改め、「又はこれらの部分品」を削り、同号イ(二)を次のように改める。

(二) 電子式のストリークカメラであって、時間分解能が五〇ナノ秒以下のもの

第一条第四十四号イに次のように加える。

(三) (二) に該当するカメラ用のストリーク管

(四) モジュール式の構造を有するストリークカメラに用いるために設計したプラグインユニットであつて、(一) 又は(二) に該当する貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要なもの

(五) (一) に該当するカメラ用に設計したタービン、反射鏡及び軸受で構成される回転反射鏡の組立品又は同期電子装置

第一条第四十四号口中「電子式のストリークカメラ若しくは」及び「(電気制動シャッターを用いたものを含む。)」を削り、「これらの」を「その」に改め、同号ロ(一)を次のように改める。

(一) フレーミングカメラであつて、撮影速度が一秒につき二二五、〇〇〇コマを超えるもの

第一条第四十四号ロ(三)中「(二)」を「(一) 又は(二)」に、「フレーミングカメラ用の固体撮像素子又は電子管(四)に該当するものを除く。」を「カメラ用に設計したフレーミング管又は固体撮像素子」に、「未満」を「以下」に改め、同号ロ(四)を次のように改める。

(四) モジュール式の構造を有するフレーミングカメラに用いるために設計したプラグインユニ

ットであつて、(一)又は(二)に該当する貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要なもの

第一条第四十四号ロに次のように加える。

(五) (一)又は(二)に該当するカメラ用に設計したタービン、反射鏡及び軸受で構成される

回転反射鏡の組立品又は同期電子装置

第一条第四十四号に次のように加える。

ハ 固体カメラ若しくは電子管カメラ又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの(イ又はロに該当するものを除く。)

(一) 固体カメラ又は電子管カメラであつて、シャッター速度が五〇ナノ秒以下のもの

(二) (一)に該当するカメラ用に設計した固体撮像素子又はイメージ増強管であつて、シャッター速度が五〇ナノ秒以下のもの

(三) カーセル又はポツケルセルを用いた電気制動シャッターであつて、シャッター速度が五

〇ナノ秒以下のもの

(四) モジュール式の構造を有するカメラに使用するために設計したプラグインユニットであつて、(一)に該当する貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要なもの

第一条第四十五号中「、マンガニンを用いた圧力測定器又は」を「又は流体の圧力を測定することができる圧力測定器若しくは」に改め、同号口中「流体の圧力を測定することができるマンガニンを用いた圧力測定器又は水晶圧電型圧力センサを用いた圧力変換器であつて、」を削り、「もの」を「圧力測定器」に改め、同号に次のように加える。

ハ 一〇ギガパスカルを超える圧力を測定することができる水晶圧電型圧力センサを用いた圧力変換器

第一条第五十号イ中「次の(一)から(六)までのすべて」を「次の全て」に改め、同号イ(一)中「一五マイクロ秒未満」を「四〇オーム未満の抵抗負荷に対して一五マイクロ秒未満」に改め、同号イ(三)を削り、同号イ(四)中「二五・四センチメートル」を「三〇センチメートル」に改め、同号イ(四)を同号イ(三)とし、同号イ(五)中「二五キログラム」を「三〇キログラム」に改め、同号イ(五)を

同号イ（四）とし、同号イ（六）を同号イ（五）とし、同号ロ中「パルス発生器」の下に「又はパルスヘッド」を加え、同条第五十一号を次のように改める。

五十一 雷管の部分品であつて、次の全てに該当するもの

イ 電気信号により火薬類の起爆を制御することができるもの

ロ ストリップラインの構造を有するもの

ハ 定格電圧が二キロボルトを超えるもの

ニ インダクタンスパスが二〇ナノヘンリー未満のもの

第一条第五十三号中「トリチウム」の下に「又は重水素」を加え、「真空ポンプを使用しないで操作できると設計した」を「次のいずれかに該当する」に改め、同号に次のように加える。

イ トリチウムと重水素との核反応による静電加速型の中性子発生装置であつて、真空ポンプを使用しないで操作できるように設計したもの

ロ 重水素と重水素との核反応による静電加速型の中性子発生装置であつて、一秒につき三ギガ以上の中性子を生産できるもののうち、真空ポンプを使用しないで操作できるように設計したもの

第一条に次の二号を加える。

六十一 レニウム、レニウムの含有量が全重量の九〇パーセント以上の合金又はレニウム及びタングステン
の含有量が全重量の九〇パーセント以上の合金であつて、質量が二〇キログラムを超え、かつ、
内径が一〇〇ミリメートル超三〇〇ミリメートル未満の円筒形のもの若しくは中空の半球形のもの又
はこれらを組み合わせたもの

六十二 防爆構造の容器であつて、爆発物又は爆発装置の試験に用いるために設計されたものうち、
次のイ及びロに該当するもの

イ トリニトロトルエンニキログラム以上と同等の爆発を十分に封じ込めるように設計したもの

ロ 当該試験による分析情報又は測定情報を伝達することができる構造又は特性を有するもの

第二条第二項第十号中「部分」の下に「**について内容物と接触する全ての部分**」を加える。

第二条の二第一項第一号中「、狂犬病ウイルス」を削り、「ランピースキン病ウイルス」の下に「、リ
ツサウイルス属のウイルス（狂犬病ウイルスを含む。）」を加え、同項第三号中「赤痢菌毒素、デアセト
キシスシルペノール毒素」を「ジアセトキシスシルペノール毒素、赤痢菌毒素」に改め、同条第二項第二

号を次のように改める。

二 発酵槽又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 使い捨て式以外の発酵槽又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 容量が二〇リットル以上の密閉式の発酵槽であつて、定置した状態で内部の滅菌又は殺菌ができるもの

(二) (一) に該当する発酵槽に用いることができるように設計された培養容器であつて、定置した状態で内部の滅菌又は殺菌ができるもの

(三) (一) に該当する発酵槽に用いることができるように設計された制御装置であつて、発酵装置を制御するための二以上のパラメーターを同時に監視又は制御をすることができるもの

ロ 使い捨て式の発酵槽又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 容量が二〇リットル以上の密閉式の発酵槽

(二) (一) に該当する発酵槽に用いることができるように設計された使い捨て培養容器の収容

装置

(三) (一) に該当する発酵槽に用いることができるように設計された制御装置であつて、発酵

装置を制御するための二以上のパラメーターを同時に監視又は制御をすることが出来るもの

第三条第二号イ(二)中「、ハイブリッドロケット推進装置又は液体ロケット推進装置」を「又はハイブリッドロケット推進装置」に改め、同号イに次のように加える。

(三) 液体ロケット推進装置であつて、全力積が八四一、〇〇〇ニュートン秒以上のもの又はこれに組み込まれるように設計した液体ロケットエンジン

第三条第三号イ(二)中「における」の下に「国際民間航空機関が定める」を加え、同号ト中「又はスラリー状」を「、スラリー状又はゲル状」に改め、同号又中「における」の下に「国際民間航空機関が定める」を加え、「最大推力」を「最大出力」に改め、同条第六号イ中「又はスラリー状」を「、スラリー状又はゲル状」に改め、同条第六号の二中「ポンプ用に設計された」を「ポンプに使用することができる」に改め、同号ハ中「二十ミリメートル」を「二〇ミリメートル」に改め、同条第十号の二中「又は球形粉」を「、球形粉又は回転楕円体粉」に改め、同条第二十号中「又は重力勾配計」及び「ように設計した」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二十の二 航空機搭載用若しくは船舶搭載用の重力勾配計（五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）又はこれらの部分品

第四条第四号口中「又はシート」を削り、同条第十三号中「重合体であつて、次」を「重合化することができる非ふつ素化合物又は非ふつ素重合体であつて、次」に改め、同号イ中「芳香族ポリイミド」を「ガラス転移点が二三二度を超える芳香族ポリイミド」に改める。

第六条第一号口中「該当するもの」の下に「（民生用の自動車又は鉄道車両に使用する集積回路を除く。）」を加え、同号ホ（一）１中「五〇〇メガサンプリング毎秒」を「一ギガサンプリング毎秒」に改め、同号ヌ中「マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ、マイクロコントローラ、アナログデジタル変換用のもの、デジタルアナログ変換用のもの、信号処理用の電気光学的集積回路又は光集積回路、フィールドプログラマブルロジックデバイス、ニューラルネットワークを用いたもの、カスタム集積回路、FFTPロセッサ」を「ハ、ホからリまで及びルのいずれかに該当するもの」に改め、同条第二号ハ（一）中「三・二ギガヘルツ」を「二・七ギガヘルツ」に改め、「平均出力値が四ワット（三六ディービーエム

「を超えるもののうち」を削り、「一五パーセントを超えるもの」の下に「のうち、次のいずれかに該当するもの」を加え、同号ハ(一)に次のように加える。

- 1 動作周波数が二・七ギガヘルツ超二・九ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が七五ワット(四八・七五ディービーエム)を超えるもの
- 2 動作周波数が二・九ギガヘルツ超三・二ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が五五ワット(四七・四ディービーエム)を超えるもの
- 3 動作周波数が三・二ギガヘルツ超三・七ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が四〇ワット(四六ディービーエム)を超えるもの
- 4 動作周波数が三・七ギガヘルツ超六・八ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が二〇ワット(四三ディービーエム)を超えるもの

第六条第二号ハ(二)中「、平均出力値が一ワット(三〇ディービーエム)を超えるものうち」を削り、「一〇パーセントを超えるもの」の下に「のうち、次のいずれかに該当するもの」を加え、同号ハ(二)に次のように加える。

1 動作周波数が六・八ギガヘルツ超八・五ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が一〇ワット（四〇ディービーエム）を超えるもの

2 動作周波数が八・五ギガヘルツ超一六ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が五ワット（三七ディービーエム）を超えるもの

第六条第二号ハ（三）中「平均出力値が〇・八ワット（二九ディービーエム）」を「ピーク飽和出力値が三ワット（三四・七七ディービーエム）」に改め、同号ハ（四）中「平均出力値」を「ピーク飽和出力値」に改め、同号ハ（五）中「平均出力値」を「ピーク飽和出力値」に改め、「もの」の下に「のうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの」を加え、同号ハ（六）から（八）までの規定中「平均出力値」を「ピーク飽和出力値」に改め、同号ニ（一）中「三・二ギガヘルツ」を「二・七ギガヘルツ」に、「平均出力値が六〇ワット（四七・八ディービーエム）を超える」を「次のいずれかに該当する」に改め、同号ニ（一）に次のように加える。

1 動作周波数が二・七ギガヘルツ超二・九ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が四〇〇ワット（五六ディービーエム）を超えるもの

2 動作周波数が二・九ギガヘルツ超三・二ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が二〇五ワット（五三・一二デイベーエム）を超えるもの

3 動作周波数が三・二ギガヘルツ超三・七ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が一五五ワット（五〇・六一デイベーエム）を超えるもの

4 動作周波数が三・七ギガヘルツ超六・八ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が六〇ワット（四七・七八デイベーエム）を超えるもの

第六条第二号ニ（二）中「平均出力値二〇ワット（四三デイベーエム）を超える」を「次のいずれかに該当する」に改め、同号ニ（二）に次のように加える。

1 動作周波数が六・八ギガヘルツ超八・五ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が五〇ワット（四七デイベーエム）を超えるもの

2 動作周波数が八・五ギガヘルツ超一二ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が一五ワット（四一・七六デイベーエム）を超えるもの

3 動作周波数が一二ギガヘルツ超一六ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が四〇ワ

ット（四六ディービーエム）を超えるもの

- 4 動作周波数が一六ギガヘルツ超三・八ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が七ワット（三八・四五ディービーエム）を超えるもの

第六条第二号ニ（三）及び（四）中「三七・五ギガヘルツ」を「三七ギガヘルツ」に、「平均出力値」を「ピーク飽和出力値」に改め、同号ニ（五）中「平均出力値」を「ピーク飽和出力値」に改め、「〇・一ナノワット」の下に「（マイナス七〇ディービーエム）」を加え、同号ホ（一）中「三・二ギガヘルツ」を「二・七ギガヘルツ」に改め、「平均出力値が六〇ワット（四七・八ディービーエム）を超えるもののうち」を削り、「一五パーセントを超えるもの」の下に「のうち、次のいずれかに該当するもの」を加え、同号ホ（一）に次のように加える。

- 1 動作周波数が二・七ギガヘルツ超二・九ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が五〇〇ワット（五七ディービーエム）を超えるもの
- 2 動作周波数が二・九ギガヘルツ超三・二ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が二七〇ワット（五四・三ディービーエム）を超えるもの

3 動作周波数が三・二ギガヘルツ超三・七ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が二〇〇ワット（五三ディービーエム）を超えるもの

4 動作周波数が三・七ギガヘルツ超六・八ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が九〇ワット（四九・五四ディービーエム）を超えるもの

第六条第二号ホ（二）中「、平均出力値が一五ワット（四二ディービーエム）を超えるものうち」を削り、「一〇パーセントを超えるもの」の下に「のうち、次のいずれかに該当するもの」を加え、同号ホ（二）に次のように加える。

1 動作周波数が六・八ギガヘルツ超八・五ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が七〇ワット（四八・五四ディービーエム）を超えるもの

2 動作周波数が八・五ギガヘルツ超一二ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が五〇ワット（四七ディービーエム）を超えるもの

3 動作周波数が一二ギガヘルツ超一六ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が三〇ワット（四四・七七ディービーエム）を超えるもの

4 動作周波数が一六ギガヘルツ超三一・八ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が二

〇ワット（四三ディービーエム）を超えるもの

第六条第二号ホ（三）中「三七・五ギガヘルツ」を「三七ギガヘルツ」に、「平均出力値が〇・一ナノワット」を「ピーク飽和出力値が〇・五ワット（二七ディービーエム）」に改め、同号ホ（四）中「三七・五ギガヘルツ」を「三七ギガヘルツ」に、「平均出力値が一ワット（三〇ディービーエム）」を「ピーク飽和出力値が二ワット（三三ディービーエム）」に改め、同号ホ（五）中「超え、平均出力値が〇・一ナノワットを超える」を「超えるものであつて、次のいずれかに該当する」に改め、同号ホ（五）に次のように加える。

1 動作周波数が四三・五ギガヘルツ超七五ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が〇・二ワット（二三ディービーエム）を超えるものうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの

2 動作周波数が七五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が二〇ミリワット（一三ディービーエム）を超えるものうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値

が五パーセントを超えるもの

3 動作周波数が九〇ギガヘルツ超であつて、ピーク飽和出力値が〇・一ナノワット（マイナ
ス七〇デジービーエム）を超えるもの

第六条第二号ホ（六）中「三・二ギガヘルツ」を「二・七ギガヘルツ」に、「すべて」を「全て」に改
め、同号ホ（六）1中「平均出力値」を「ピーク飽和出力値」に、「一五〇」を「四〇〇」に改め、同条
第九号を次のように改める。

九 サンプリングオシロスコープであつて、リアルタイムサンプリング手法を用いているもののうち、
いずれかのチャネルの入力三デシベル帯域幅が六〇ギガヘルツ以上の場合において、そのチャネルの
ノイズが最小となる縦軸レンジにおけるノイズ電圧の二乗平均平方根がフルスケールの二パーセント
未満のもの

第六条第十一号中「磁気ディスク記録技術」を「計測装置用として設計された磁気ディスク記録技術」
に改め、同号イ中「サンプリング速度」を「計測するデータのサンプリング速度」に改め、同号ロ中「デ
ータ」を「サンプルデータ」に、「出力することができる」を「記録する能力を有する」に改め、同条第

十三号イ中「パルスを」を「パルス変調信号を」に改め、同条第十七号ト及びチを次のように改める。

ト マスク又はレチクルであつて、第一号から第八号の三までのいずれかに該当する集積回路の製造用のもの

チ 位相シフト膜を有する多層マスクであつて、次のいずれかに該当するもの（トに該当するもの及び第一号から第八号の三までのいずれにも該当しない記憶素子を製造するために設計したものを除く。）

(一) 複屈折率が七ナノメートル毎センチメートル未満のガラスを用いたマスク基板材料から製造されたもの

(二) 光源の波長が二四五ナノメートル未満のリソグラフィ装置に用いるために設計したもの

第六条第二十二号中「基板」を「半導体基板」に改める。

第七条第三号ハ及びホ中「三・〇実効テラ演算」を「八・〇実効テラ演算」に改め、同号ル中「(五の四)」を「(五の五)」に改め、同条に次の一号を加える。

五 電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品であつて、侵入プログラムの作成、操作若し

くは配信又は当該プログラムとの通信を行うように設計若しくは改造されたもの

第八条第一号中「装置又は」を「装置、」に改め、「できる装置」の下に「又はインターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置」を加え、同条第五号の四の次に次の一号を加える。

五の五 インターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置又はその部分品であつて、次のイ及びロに該当するもの（マーケティング活動、ネットワークのサービス品質管理又は利用者への体感品質管理のために設計された装置を除く。）

イ キャリアクラスのIPネットワーク上で次の（一）から（三）までの全ての機能を実現するもの

（一） アプリケーション層の分析

（二） 選択されたメタデータ及びアプリケーションの内容の抽出

（三） 抽出したデータの指標付け

ロ 次の（一）及び（二）を実行するために設計したもの

（一） ハードセクターに基づく検索

（二） 特定の個人又は集団の関係の解析

第八条第七号中「第五号の四」を「第五号の五」に改め、同条第九号イ中「(アナログ方式の暗号処理をデジタル方式の暗号処理技術を用いて実行するものを含む。)」を削り、同号イ(一)中「超えるもの」の下に「(奇偶検査のため付加されるパリティビットを除く。)」を加え、同号ワを次のように改める。

ワ 民生用に設計された移動体通信用の無線アクセスネットワーク装置であつて、タ(一)2及び3に該当するものうち、無線周波数の出力が〇・一ワット(二〇デイービーエム)以下で、かつ、同時に接続できるデバイスが十六以下のもの

第八条第九号タ中「(三)までの全て」を「又は(二)のいずれか」に改め、同号タ(一)及び(二)を次のように改める。

(一) 次の1から3までの全てに該当するもの

1 購入に際して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便若しくは公衆電気通信回線に接続した入出力装置(電話を含む。)による注文により、販売店の在庫か

ら販売されるもの

2 当該貨物の有する暗号機能を当該貨物を使用する者によって変更できないもの

3 当該貨物の有する暗号機能の使用に際して当該貨物の供給者又は販売店による技術支援の必要がないもの

(二) (一)に該当する貨物のために設計された部分品であつて、次の1から3までの全てに該当するもの

1 情報システムのセキュリティ管理が当該部分品の主たる機能ではないもの

2 (一)に該当する貨物の有する暗号機能を変更できず、かつ、当該貨物に新しい暗号機能を追加できないもの

3 当該部分品の機能が固定されており、特定の使用者のために設計又は改造されていないものの

第八条第九号タ中(三)を削る。

第九条第一号イ(四)中「音響送波器」の下に「個々に動作する圧電性物質、磁歪性を有するもの、

電歪性を有するもの又は電気力若しくは液圧力の要素を組み込んだ」を加え、同号イ(六)中「すべて」を「全て」に改め、「該当するもの」の下に「のうち、音響アレーの送受信のために設計されたもの」を加え、同号ロ(四)を同号ロ(五)とし、同号ロ(三)の次に次のように加える。

(四) 海底用又は港湾ケーブル用のハイドロホンアレーであつて、(六)の水中音波センサーを組み込んだもの

第九条第一号ロに次のように加える。

(六) 加速度計を有する水中音波センサーであつて、次の全てに該当するもの(粒子速度センサー又は地中聴音器を除く。)

- 1 三軸の加速度計により構成されるもの
- 2 総加速度感度が四八デシベルを超えるもの
- 3 三五メートルを超える水深で動作するように設計されたもの
- 4 操作周波数が二〇キロヘルツ未満のもの

第九条第十号ロ(四) 1及び2を次のように改める。

- 1 一ピコ秒未満のパルス幅のパルスを発振するものであつて、次のいずれかに該当するもの
 - 一 一パルス当たり〇・〇〇五ジュールを超えるパルスを発振するものであつて、ピーク出力が五ギガワットを超えるもの

- 二 平均出力が二〇ワットを超えるもの

- 2 一ピコ秒以上のパルス幅のパルスを発振するものであつて、次のいずれかに該当するもの
 - 一 一パルス当たり一・五ジュールを超えるパルスを発振するものであつて、ピーク出力が三〇ワットを超えるもの
 - 二 平均出力が三〇ワットを超えるもの

第九条第十号ロ（五）2を同号ロ（五）3とし、同号ロ（五）1中「一マイクロ秒以下」を「一ピコ秒以上一マイクロ秒以下」に改め、同号ロ（五）1を同号ロ（五）2とし、同号ロ（五）1として次のように加える。

- 1 一ピコ秒未満のパルス幅のパルスを発振するものであつて、次のいずれかに該当するもの
 - 一 一パルス当たり〇・〇〇五ジュールを超えるパルスを発振するものであつて、ピーク出

力が五ギガワットを超えるもの

二 単一横モードで発振するものであって、平均出力が二〇ワットを超えるもの

第九条第十号ロ（六）中3を4とし、2を3とし、同号ロ（六）1中「一ナノ秒未満」を「一ピコ秒以上一ナノ秒未満」に改め、同号ロ（六）1を同号ロ（六）2とし、同号ロ（六）1として次のように加える。

1 一ピコ秒未満のパルス幅のパルスを発振するものであって、次のいずれかに該当するもの

一 ピーク出力が一パルス当たり二ギガワットを超えるもの

二 平均出力が一〇ワットを超えるもの

三 一パルス当たり〇・〇〇二ジュールを超えるパルスを発振するもの

第九条第十三号ル（二）を次のように改める。

（二） 圧縮パルス幅が二〇〇ナノ秒未満のもの（航海用二次元レーダー又は船舶航行サービス用

二次元レーダーであって、次の1から5までの全てに該当するものを除く。）

1 パルス圧縮比が一五〇未満のもの

- 2 圧縮パルス幅が三〇ナノ秒を超えるもの
- 3 単一の回転する機械式走査アンテナを有するもの
- 4 ピーク出力が二五〇ワット未満のもの
- 5 周波数ホッピング能力を有していないもの

第九条第十三号ヲ中「利用するもの」の下に「（船舶航行サービスのために用いられる装置又はその部分品を除く。）」を加え、同号ヲ（一）中「衝突防止用のものであって、」を削り、「、船舶搭載用又は港湾用のもの」を「又は航海用レーダーの衝突防止機能」に改め、同号ヲ（三）及び（四）中「（海上交通管制用のものを除く。）」を削る。

第十条第二号イ（二） 1 中「四〇度」を「四度」に改め、同号イ（二） 2 中「〇・二度以下」を「〇・一度以下」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置であつて、次のいずれかに該当するもの（本邦又は別表第二に掲げる地域のいずれかの政府機関が民間航空機用であることを証明したものを除く。）

イ 航空機用、陸上車両用又は船舶用に設計されたものであつて、位置参照情報によらずに位置情報

を提供するもののうち、ノーマルライメント後の精度が次のいずれかに該当するもの

(一) 平均誤差半径が一時間につき〇・八海里以下のもの

(二) 平均誤差半径が移動距離の〇・五パーセント以下のもの

(三) 平均誤差半径が二四時間で総ドリフト一海里以下のもの

ロ 航空機用、陸上車両用又は船舶用に設計され、位置参照情報を内蔵するものであって、全ての位置参照情報の喪失後四分以内に位置情報を提供し、平均誤差半径が一〇メートル未満のもの

ハ 航空機用、陸上車両用又は船舶用に設計され、真北方向を示すものであって、次のいずれかに該当するもの

(一) 最大動作角速度が一秒当たり五〇〇度未満であって、位置参照情報を用いない機首方位精度が一秒当たり〇・〇七度を測定地点の緯度の余弦で除した値以下又は緯度四五度の地点において六分以下のもの

(二) 最大動作角速度が一秒当たり五〇〇度以上であって、位置参照情報を用いない機首方位精度が一秒当たり〇・二度を測定地点の緯度の余弦で除した値以下又は緯度四五度の地点において

て一七分以下のもの

ニ 二次元以上において、加速度測定値又は角速度測定値を提供するものであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 任意の軸に沿つて、いかなる参照情報も使用することなく、第一号又は前号に規定する仕様のもの

(二) 宇宙用に設計したものであつて、任意の軸に沿つた角度のランダムウォークを時間の平方根当たりで表した実効値が〇・一度以下で、かつ、角速度の測定値を与えるもの（スピニング マスジャイロのみを組み込んだ慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置を除く。）

第十条第三号の二から第三号の四までを削る。

第十一条第七号中「に搭載」を「とともに使用」に改める。

第十二条第一号イ中「すべて」を「(一)又は(二)のいずれか」に改め、同号イ(一)及び(二)を次のように改める。

(一) 次の全てに該当するもの

1 本邦又は別表第二に掲げる地域の政府機関が証明したもの

2 当該ガスタービンエンジンとともに、型式証明又は型式証明と同等の国際民間航空機関によつて承認された文書を受けた民間航空機に使用するように設計されたもの

(二) 補助動力装置のために設計された航空機用ガスタービンエンジンであつて、本邦又は別表第二に掲げる地域の政府機関が証明したもの

第十四条第五号中「すべて」を「全て」に改め、同号ハ中「周波数切換え」を「チャネル切換え」に改め、同条第六号イ(三)に次のように加える。

4 ニオブ酸鉛マグネシウム・チタン酸鉛の圧電性単結晶(固溶体から成長したもの)

5 ニオブ酸鉛インジウム・ニオブ酸鉛マグネシウム・チタン酸鉛の圧電性単結晶(固溶体から成長したもの)

第十四条第六号ロに次のように加える。

(八) 第九条第一号ロ(六)の水中音波センサー

第十五条第一項第三号中「必要な技術」の下に「(数値制御コードを生成するパートプログラム作成用

のプログラムであつて、種々の部品を加工するために装置を直接使用することができないものを除く。）を加え、同項第四号中「第六十号」の下に「から第六十二号まで」を加え、同項に次の二号を加える。

八 高速度の撮影が可能なカメラ又はその部分品（第一条第四十四号に該当するものを除く。）の性能の特性を拡張し、又は機能を解除することにより、同号に該当するように設計したプログラム又は暗号鍵若しくは暗号コード

九 高速度の撮影が可能なカメラ又はその部分品（第一条第四十四号に該当するものに限る。）の性能の特性を拡張し、又は解放するために設計したプログラム又は暗号鍵若しくは暗号コード

第十五条第二項中「は、」の下に「工作機械のための」を加える。

第十六条第一項第一号中「同号イ（二）」を「同号イ（二）、（三）」に改め、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第三条第十一号に該当する貨物を操作、保守若しくは点検のために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術（プログラムを除く。）

第十六条第一項第八号中「を使用する」を「の操作、保守又は点検の」に改める。

第十九条第三項第三号口中「二」を「四」に改める。

第二十条第二項第一号イ中「○・二五実効テラ演算超○・五実効テラ演算以下」を「○・六実効テラ演算超一・○実効テラ演算以下」に改め、同号口中「○・五実効テラ演算超三・○実効テラ演算以下」を「一・○実効テラ演算超八・○実効テラ演算以下」に改め、同項第二号中「○・二五実効テラ演算超三・○実効テラ演算以下」を「○・六実効テラ演算超八・○実効テラ演算以下」に改め、同項第三号イ中「○・二五実効テラ演算超○・五実効テラ演算以下」を「○・六実効テラ演算超八・○実効テラ演算以下」に改め、同項第三号イ中「○・一・○実効テラ演算超八・○実効テラ演算以下」を「一・○実効テラ演算超八・○実効テラ演算以下」に改め、同項第五号中「○・二五実効テラ演算超三・○実効テラ演算以下」を「○・六実効テラ演算超八・○実効テラ演算以下」に改め、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六 侵入プログラムの作成、操作若しくは配信又は当該プログラムとの通信を行うように設計若しくは改造されたプログラム

七 侵入プログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）

第二十一条第一項第二号及び第四号中「第五号の四」を「第五号の五」に改め、同項第六号中「第五号の四」を「第五号の五」に改め、同項第八号中「第五号の四」を「第五号の五」に改め、同条第三項第一号中「三・二ギガヘルツ」を「二・七ギガヘルツ」に改め、「平均出力値が四ワット（三六ディービーエム）を超えるもののうち」を削り、「一五パーセントを超えるもの」の下に「のうち、次のいずれかに該当するもの」を加え、同号に次のように加える。

- イ 動作周波数が二・七ギガヘルツ超二・九ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が七五ワット（四八・七五ディービーエム）を超えるもの
- ロ 動作周波数が二・九ギガヘルツ超三・二ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が五五ワット（四七・四ディービーエム）を超えるもの
- ハ 動作周波数が三・二ギガヘルツ超三・七ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が四〇ワット（四六ディービーエム）を超えるもの
- ニ 動作周波数が三・七ギガヘルツ超六・八ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が二〇ワット（四三ディービーエム）を超えるもの

第二十一条第三項第二号中「平均出力値が一ワット（三〇デュービーエム）を超えるものうち」を削り、「一〇パーセントを超えるもの」の下に「のうち、次のいずれかに該当するもの」を加え、同号に次のように加える。

イ 動作周波数六・八ギガヘルツ超八・五ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が一〇ワット（四〇デュービーエム）を超えるもの

ロ 動作周波数が八・五ギガヘルツ超一六ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が五ワット（三七デュービーエム）を超えるもの

第二十一条第三項第三号中「平均出力値が〇・八ワット（二九デュービーエム）」を「ピーク飽和出力値が三・〇ワット（三四・七七デュービーエム）」に改め、同項第四号中「平均出力値」を「ピーク飽和出力値」に改め、同項第五号中「平均出力値」を「ピーク飽和出力値」に改め、同項第五号中「平均出力値」を「ピーク飽和出力値」に改め、「もの」の下に「のうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの」を加え、同項第六号から第八号までの規定中「平均出力値」を「ピーク飽和出力値」に改める。

第二十二条第二項第一号中「第十四条第八号ロ」を「第十四条第八号」に改める。

第二十三条第二項に次の一号を加える。

四 全地球的衛星航法装置のレンジングコード（民生用を除く。）を解読するために設計されたプログラム

第二十三条第三項第一号を削り、同項第二号中「第四号ロからへまで又は第五号イからへまで」を「第二号イからホまで又は第三号イからニまで」に改め、同号中ホを削り、へをホとし、トをへとし、同号を同項第一号とし、同項第三号を削り、同項第四号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、へをホとし、同号を同項第二号とし、同項第五号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、へを削り、同号ト中「へ」を「ニ」とし、同号中トをホとし、同号チ中「ト」を「ホ」とし、同号チを同号へとし、同号を同項第三号とし、同項中第六号を第四号とし、第七号を第五号とする。

第二十七条第三項第一号及び第二号中「、第三号の二又は第三号の三」を削る。

（貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部改正）

第二条 貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第十四号ホ中「既に輸出した」を削り、「限る。」の「の下に「輸出に付随する」を加え

、「性能、」を「性能若しくは」に、「機能、」を「機能若しくは」に改め、同号へ中「既に提供した」を削り、「（令別表）」を「（同表）」に改め、「限る。」の「の」の下に「提供に付随する」を加え、「当該提供したプログラム」を「当該提供に係るプログラム」に、「当該提供プログラム」を「当該提供に係るプログラム」に、「性能、」を「性能若しくは」に、「機能、」を「機能若しくは」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、平成二十六年九月十五日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。